

40歳以上のすべての人が、保険料を支払います。

65歳以上の人

(第1号被保険者)

- 保険料額は、住んでいる市町村によって異なります。(各市町村の条例で定めます)

保険料は市町村(保険者)の介護サービス水準を反映して決められるためです。

- 保険料額は、所得に応じて原則13段階に分けられます。(第5段階が基準額です)

所得の低い人の負担が重くなりすぎないように配慮されています。

- 保険老齢(退職)・遺族・障害年金の額が年間18万円以上の人、2カ月に1度(偶数月)の年金支給日に、年金からの天引きによる方法で、2カ月分の保険料を納めます。(特別徴収)

年金が年額18万円以上の人でも、年度途中で65歳になる人や年金の種類によっては納付書で納める場合があります。

- 特別徴収とならない人は、市町村から送付される納付書または口座振替により納めます。(普通徴収)

40～64歳の人

(第2号被保険者)

- 加入している医療保険へ、医療保険料に介護保険料分を加えて納入します。
- 職場の健康保険・共済組合に加入している人の保険料額は、各組合ごとに算出した計算方法により決められ、給料から差引かれます。

事業主が半額負担するため、実際には算定された金額の半額を納めます。

- 国民健康保険に加入している人は、所得や資産などに応じて保険料が算定され、医療分と介護分を合わせて納めます。

保険料の半額は国が負担するため、実際には算定された金額の半額を納めます。
40～64歳の被保険者一人ひとりについて保険料が算定され、世帯ごとに世帯主が一括して納めます。

「普通徴収」の場合の納付は、「口座振替」が便利です！
金融機関へ出向く手間も省け、納め忘れもなくなります。

下の13段階は原則です。保険料率は目安であり、お住まいの市町村により異なります。

段 階	対 象 者	保 険 料 率
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下	基準額×0.285
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下	基準額×0.485
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.685
第4段階	・住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は、住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下	基準額×0.9
第5段階	・住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は、住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超	基準額×1.0
第6段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2
第7段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3
第8段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円未満320万円未満	基準額×1.5
第9段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7
第10段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9
第11段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1
第12段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3
第13段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4

40歳以上のすべての人が保険料を納め、介護に必要な人への給付のための財源とします。

介護サービスを利用したときの費用（利用者負担割合）

介護サービスを利用したときは、利用者負担割合（1割、2割または3割）に応じた額（利用者負担額）を支払います。

【利用者負担割合について】

（注）利用者負担割合は、市町村が要介護・要支援認定を受けた方に交付する「介護保険負担割合証」により確認できます。

1. 本人の合計所得金額が220万円以上

- ① 同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯340万円以上、2人以上世帯463万円以上 **3割負担**
- ② 同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上340万円未満、2人以上世帯346万円以上463万円未満 **2割負担**
- ③ 同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円未満、2人以上世帯346万円未満 **1割負担**

2. 本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満

- ① 同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上 **2割負担**
- ② 同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円未満、2人以上世帯346万円未満 **1割負担**
- ③ 本人の合計所得金額が160万円未満 **1割負担**

保険料の納め忘れ・滞納にご注意ください

保険料を納める人の公平性を確保するため、保険料の滞納がある場合には、滞納期間に応じて保険給付が制限されます。

納期限から1年以上滞納した場合→ 支払方法の変更

介護サービスを利用したとき、利用者は費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付（費用から利用者負担額を差し引いた額）が支払われる形（償還払い）となります。

※支払い方法の変更が介護保険証に記載されます。

1年6ヶ月以上滞納した場合→ 保険給付の一時差し止め、差し止め額から滞納保険料を控除

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、保険給付から、滞納している保険料額が差し引かれる場合があります。

2年以上滞納した場合→ 利用者負担の引き上げ 高額介護（予防）サービス費等の支給停止

滞納した期間に応じて、利用者負担割合（1割、2割または3割）が、3割または4割に引き上げられるほか、高額介護（予防）サービス費等の支給が受けられなくなります。

●滞納についての特別な事情

災害などの特別な事情がある場合には、償還払いや保険料の一時差し止めの措置は行われません。困ったときは、早めに市町村の介護保険窓口にご相談ください。